

第76期決算公告

令和4年7月15日

東京都港区芝浦三丁目13番8号

森永乳業販売株式会社

代表取締役 大原 賢一

貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	19,079,156	I 流 動 負 債	11,300,173
現金及び預金	39,996	支 払 手 形	12,217
受 取 手 形	1,555	電 子 記 録 債 務	56,173
電 子 記 録 債 権	39,925	買 掛 金	8,782,904
売 掛 金	7,653,124	リ ー ス 債 務	23,178
商 品	564,567	未 払 金	237,800
原材料及び貯蔵品	3,559	未 払 費 用	1,678,188
未 収 金	918,489	未 払 法 人 税 等	85,479
預 け 金	9,781,393	預 り 金	403,147
その他流動資産	95,563	その他流動負債	21,084
貸倒引当金	-19,018	II 固 定 負 債	791,452
II 固 定 資 産	3,658,910	リ ー ス 債 務	44,534
有形固定資産	2,046,434	退職給付引当金	654,013
建 物	659,405	その他固定負債	92,903
構 築 物	24,251	負 債 合 計	12,091,625
機 械 装 置	32,544	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	581	I 株 主 資 本	10,425,225
工具器具備品	34,734	資 本 金	497,250
土 地	1,232,660	資 本 剰 余 金	778,192
有形リース資産	62,257	資 本 準 備 金	778,192
無形固定資産	59,418	利 益 剰 余 金	9,149,783
その他無形固定資産	59,418	利 益 準 備 金	24,779
投資その他の資産	1,553,058	その他利益剰余金	9,125,003
投資有価証券	844,732	(うち当期純利益)	(773,246)
関係会社株式	171,405	配 当 引 当 積 立 金	20
長 期 貸 付 金	108,000	退 職 手 当 積 立 金	31,523
長 期 前 払 費 用	1,833	別 途 積 立 金	3,967,635
繰 延 税 金 資 産	320,566	繰 越 利 益 剰 余 金	5,125,824
その他投資等	118,675	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	221,216
貸倒引当金	-12,156	その他有価証券評価差額金	221,216
		純 資 産 合 計	10,646,441
資 産 合 計	22,738,067	負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,738,067

個別注記表

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

会社計算規則第98条第2項第1号を適用し、注記を一部省略しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法
その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ
の方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間（5年）に
基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能
見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

決算期末の要支給額の100%を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び
当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。
主に国内で乳製品等の販売を行っております。当該国内の販売については、出荷時点で
収益を認識しております。また、当該販売活動において顧客へ支払われる対価について
は、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、
取引価格から減額しております。

なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事
者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収
益として認識しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価
算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及
び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定
める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわ
たって適用することとしております。これによる計算書類への影響はありません。

(2) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この適用による主な変更は次のとおりであります。

従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました顧客に支払われる対価のうち、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、売上高から減額する方法に変更しております。また、当社が代理人に該当する一部の取引において、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、総額から仕入先に対する支払額等を差し引いた純額を収益として認識する方法へ変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首から新たな会計方針を適用しております。なお、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額はありません。

収益認識会計基準の適用の結果、当事業年度の売上高は10,014百万円減少し、売上原価は5,555百万円減少し、販売費及び一般管理費は4,458百万円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は影響ありません。

3. 貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,628,539	千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権	10,310,597	千円
長期金銭債権	108,000	千円
短期金銭債務	7,838,126	千円